

第3版はしがき

平成30年7月6日、民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律(同月13日公布法律第72号)が成立して相続法の改正がなされ、令和元年7月1日に施行された(ただし、未施行の部分もある)。今回の改正は、残された配偶者の生活への配慮等の観点を中心とするものであったが、相続法の改正を機に本書の改訂を行うこととした。

今回の相続法の改正において、相続人不存在にかかわるものはほとんどなかったのであるが、現実社会においては、相続人が不存在でなされる相続は増加傾向にあり、所有者不明土地問題や空家問題など、相続人不存在に起因する新たな周辺問題も生じている。こうした周辺問題も含めた総合的な施策が望まれるところであるが、本書が扱うのは、民法や家事事件手続法を中心とする手続に関するものであることをご容赦願いたい。

今回の改訂では、相続法の改正に対応させるとともに、これまでに集積した情報や資料を盛り込むこととした。改訂に際しては、司法研修所同期の佐々木一郎弁護士にご支援を賜った。心より御礼申し上げます。

令和元年11月

水 野 賢 一

はしがき

平成22年1月31日放送のNHKスペシャル「無縁社会～無縁死3万2千人の衝撃」では、引き取り手がなく、自治体によって火葬・埋葬された人が平成20年だけで3万2000人にもものぼるというショッキングな報道がなされた。無縁死となった人の多くは、相続人のいない人であると思われる。相続人や頼れる親類などのいない人の多いことが、社会として望ましいはずはない。しかし、これが現実である。

人が死亡し、その人に相続人のあることが明らかでないとき、民法は、相続財産を法人として、相続財産管理人に管理・清算をさせることとしている。この相続財産管理人は、利害関係人等の請求によって家庭裁判所が選任する。司法統計年報によると、相続財産管理人選任等（相続人不分明）の新受件数は、昭和60年に2567件であったものが、平成20年には1万2382件となっている。残念ながら、今後もこの相続財産管理人選任等（相続人不分明）の新受件数は、増加するものと思われる。

本書は、相続人のあることが明らかでないときにおける実務と書式について解説するものである。無縁死や相続人のいない死が社会として望ましくはないとしても、かかる現実が存在する以上、これを避けるわけにはいかないとの思いで執筆した。個人的な見解による部分も多いが、本書が、より適切な実務運用や書式形成に資することがあれば幸甚である。

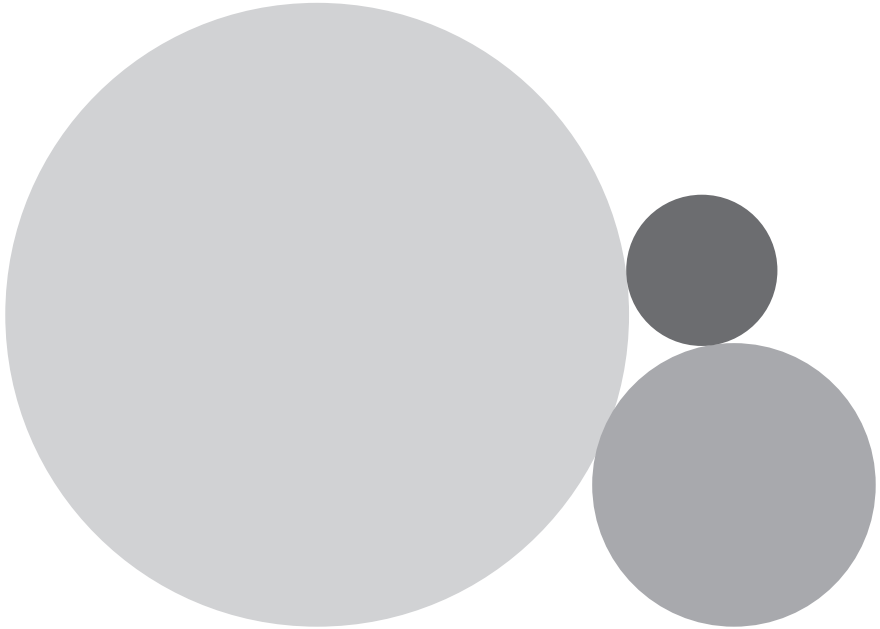
本書を出版するにあたっては、民事法研究会の田中敦司氏に、さまざまな教示と支援を賜った。心より御礼を申し上げる。

平成22年7月

水野賢一

第4章

相続財産管理 人の選任



1 はじめに

相続財産法人が成立する場合、家庭裁判所は、利害関係人または検察官の請求によって、相続財産の管理人を選任しなければならない（民法952条1項、家手法39条別表第1・99）。選任された相続財産管理人によって、相続財産の管理・清算と（民法957条）相続人の捜索が行われることとなる（民法958条）。相続財産管理人は、相続財産法人の法定代理人として、これらの職務を行うのである（注釈27665頁（金山正信）、東京家裁実情3頁）。ちなみに、民法956条1項は、相続財産管理人の有する権限が「代理権」である旨規定している。

2 選任請求権者

(1) 「利害関係人」とは

民法952条1項が定める選任請求権者としての「利害関係人」は、相続財産の保全につき法律上の利益を有する者である（東京家裁実情3頁）。どのような者であればこれに該当するのかは必ずしも明らかではないか、これを限定的に解するのは適切ではない。限定的に解すると、相続財産法人が相続開始と同時に成立しながら、該当する「利害関係人」によって選任請求がなされるまで、無管理状態が継続することになってしまう。できるだけ早期に相続財産管理人を選任して、無管理状態は解消されるべきだからである（新訂版財産管理121頁）。「利害関係人」に該当する主な者について、以下検討する。

(2) 特別縁故者

昭和37年の民法一部改正によって、特別縁故者への相続財産の分与が認められた（民法958条の3）。しかし、特別縁故者として相続財産の分与を求める

ためには、その前提として相続財産管理人による管理・清算がなされている必要がある。相続財産管理人によってなされた相続人搜索公告（民法958条）の期間満了による失権効（民法958条の2）が発生した場合に、特別縁故者への相続財産の分与が認められると規定されているからである。このことから、特別縁故者として将来、民法958条の3に基づく相続財産の分与の請求をしようとする者も、「利害関係人」に該当する（昭和41・8・4最高裁家二第111号事務総局家庭局長事務取扱回答（家月18巻8号148頁））。民法が、第5編「相続」第6章「相続人の不存在」の中に特別縁故者の規定を設けたことからすれば、このこと自体に、特別縁故者が相続人の不存在における利害関係人となる趣旨も含まれるとも考えられよう。どのような者が特別縁故者であるのかについては、後述する。実際には、特別縁故者による請求が最も多いようである（東京家裁実情3頁）。

(3) 相続債権者、受遺者

相続債権者および受遺者は、相続財産に対して権利行使をする者であり、相続財産の帰属について法律上の利害関係を有する者である。民法が相続人の不存在における利害関係者として、相続債権者および受遺者を予定していることは、民法954条などの規定からも明らかである。厳密には相続債権者ではないが、葬儀費用を立替払いした者も、利害関係人に該当する（東京家裁実情3頁）。

(4) 被相続人からの物権取得者等

被相続人からの物権取得者でいまだに対抗要件を具備していない者は、所有権移転登記を求める利害関係がある（盛岡家審昭和52・3・24家月30巻1号90頁）。また、相続財産法人に対して所有権確認訴訟等を提起しようとする者も、利害関係人である（福岡高判昭和49・12・23訟月21巻4号770頁参照）。時効により相続財産に対する権利を取得したとする者も、利害関係人に該当す

る（東京家裁実情3頁）。相続財産法人に対して、自主占有への変更の意思表示（民法185条）をしようとする者も、利害関係人として相続財産管理人の選任手続をして、相続財産管理人に対して意思表示をするべきである（名古屋高判昭和35・8・10下民集11巻8号1698頁）。

(5) 相続財産上の担保権者

相続財産上の担保権者は、相続財産に対して担保権の行使をする者であり、相続財産の帰属について法律上の利害関係を有する者である。なお、利害関係を有することと、他の相続債権者等に担保権を対抗できるかどうかとは、別次元の問題である。たとえば、被相続人から抵当権の設定を受けていても、被相続人の死亡時に登記がなければ他の相続債権者等に対して対抗できないことから、相続財産法人に対して抵当権設定登記手続を求めることはできない（最判平成11・1・21民集53巻1号128頁。第2章3(2)(A)参照）。

(6) 相続債務者

相続債務者は、相続財産からの権利行使を受ける者であり、相続財産の帰属について法律上の利害関係を有する者である。もっとも、相続債務者が相続財産管理人の選任請求をするケースは、稀であろう。

(7) 後見等の本人の死亡時における後見人等

後見等の本人が死亡すると、後見等は終了する。後見人等は、管理していた本人の財産を相続人に引き継ぐことになるのだが、本人に「相続人のあることが明らかでないとき」は、当該財産は、相続財産法人となっており、相続財産管理人が選任されなければ引き継ぐことができない。したがって、後見等の本人の死亡時における後見人等は、利害関係人となると考える。

てをする家庭裁判所に確認するとよい。東京家庭裁判所などでは、預貯金など費用に充当することが可能な相続財産の存在することが明確でない場合は、選任審判前に金100万円を予納させているようである。

担保不動産の任意売却など特定の管理業務を目的として相続財産管理人を選任する場合で十分な事前準備がなされている場合には、予納金を低額とする運用がなされているようである。また、相続財産管理人候補者の推薦を認める家庭裁判所では、候補者が報酬および管理費用の請求を事前放棄することによって、予納金を不要とする運用もなされているようである。

(4) 相続財産管理人候補者

相続財産管理人候補者がいる場合は、その者の本籍、住所、事務所(連絡先)、電話番号、ファクシミリ番号のほか、弁護士や民生委員であるなどの身分上の選任適格性や、申立人や相続財産と直接の利害を有しないなどの立場上の選任適格性を記載する。

もっとも、候補者の推薦があっても、家庭裁判所がこれに拘束されることはない。相続財産管理人を選任するか否か、選任するとして誰を選任するのかは、家庭裁判所の裁量事項である。最近では、申立人による相続財産管理人候補者の推薦を原則として認めず、家庭裁判所があらかじめ選定した候補者の中から、事件毎に適任者を選任する傾向が広まっているといわれている(新訂版財産管理126頁、東京家裁実情3頁)。ただし、相続財産管理人候補者名簿を備えていない家庭裁判所においては、申立人の推薦を認める場合もあるようである。実際の運用については、申立てをする家庭裁判所に確認するとよい。

(5) 添付書類

申立ての理由および事件の実情についての証拠書類があるときは、その写しを家事審判の申立書に添付しなければならない(家事規37条2項)。

また、家庭裁判所は、家事審判の申立てをした者またはしようとする者に対し、家事審判の申立書および家事事件手続規則37条2項による証拠書類の写しのほか、当該申立てに係る身分関係に関する資料その他家事審判の手続の円滑な進行を図るために必要な資料の提出を求めることができる（家手規37条3項）。

これらのことから、以下のような証拠・資料を添付することになる。

(A) 「被相続人が死亡（死亡年月日）したこと」および「相続人のあることが明らかでないこと（相続人全員が相続放棄をしたときはその旨）」に関する証拠・資料

これらには、次のものが考えられる。

- ① 相続人全員の出生から現在までのすべての戸籍謄本・全部事項証明書
- ② 被相続人の父母の出生当時から被相続人の死亡の記載のある連続した戸籍謄本・全部事項証明書（廃棄等によって現存しないときは、その旨の証明書）
- ③ 被相続人の消除された住民票（被相続人の最後の住所確認関係が必要）
- ④ 相続人身分関係図
- ⑤ 相続放棄申述受理証明（相続人全員が相続放棄をしたことによる場合）

(B) 「申立人の請求資格（利害関係人）」に関する証拠・資料

まず、申立人の戸籍謄本・全部事項証明書、住民票（住所等の確認）を提出し、利害関係人であることを証明する書類を提出する。同一世帯で「生計を同じくしていた」特別縁故者であれば、「被相続人の消除された住民票」に申立人が記載されていることが証拠の一つとなる（申立人が別に住民票を提出する必要はない）。

同居をしていても世帯が別の場合は、住民票も別のものとなる。この場合は、「被相続人の消除された住民票」とは別に申立人の住民票を提出する。もっとも、同一住所の住民票は同居の事実を推認させるに過ぎないので、これだけではなく「生計を同じくしていた」ことを示す具体的な証拠を提出す

る。相続債権者の場合は、借用証書などが証拠と考えられる。その他必要に応じて、証拠を提出する。

検察官の場合は、その資格において請求をするため、証拠は必要ない。

(C) 「相続財産が存在すること（遺言の有無も記載する）」に関する証拠・資料

これについては、財産目録を作成し、不動産については登記事項証明書（未登記不動産については、固定資産税評価証明書）、預貯金や有価証券については通帳や証券等の写し、自動車については車検証の写しを提出する。また、遺言書がある場合は、その遺言書の写しを提出する。

(D) 「相続財産管理人候補者」がいる場合

候補者がいる場合は、その者の戸籍謄本・全部事項証明書、住民票を提出し、必要に応じて適格性に関する証拠を提出する。

(E) 手続代理人による申立ての場合

手続代理委任状を添付する。

(6) 関係書式

相続財産管理人選任審判申立書については、家庭裁判所に備え付けの用紙があるが、当該用紙は基本的には本人申立て用である。【書式9】は、当該用紙によるのではなく、これを参考に手続代理人が作成をする場合の書式とした。

裁判所提出文書については、A4判横書きとし、文字配列については以下のとおりとするとよい。

余白のとり方	左側は30ミリ程度、右側は15ミリ程度、 上部は35ミリ程度、下部は22ミリ程度
文字の大きさ	基本は12ポイント
字送り（字間）	4.4ミリ（0.2ミリ）程度
行内文字数	37字

行送り（行間） 9ミリ（4.8ミリ）程度

1ページの行数 26行

利害関係が、同一世帯にて同居して生計を同一としてきた相続権のない親族の例である。このため、証拠として添付する住民票が、共通のもの1通となっている。また、相続人身分関係図も、申立人を含んだ内容となっている。

選任については、最近の傾向に鑑み、候補者を推薦せずに家庭裁判所の選任に任せる内容となっている。

家庭裁判所に備え付けの用紙によって手続代理人が申立てをする場合は、記名押印欄に「申立人手続代理人 乙山次郎」と記載して押印し、「住所等は別紙申立人手続代理人等目録のとおり」と記載する。手続代理人が複数いる場合は、記名押印を1名が行い、「その他の代理人住所等は別紙申立人手続代理人等目録のとおり」と記載する。そのうえで、申立人手続代理人等目録を添付する。【書式12】は、その申立書と申立人手続代理人等目録の記載例である。

【書式13】は、家庭裁判所に備付けの用紙によって本人が申し立てる場合の記載例である。

（7） 相続財産管理人用副本

相続財産管理人が選任されると、申立書および添付書類を直送する旨の指示が裁判所よりなされる。この相続財産管理人に直送するための副本を、申立て時に用意しておくといよい。

【書式9】 相続財産管理人選任審判申立書

相続財産管理人選任審判申立書

(相続人不存在の場合)

収入印紙
800円

令和〇年〇月〇日

〇〇家庭裁判所 御中

申立人手続代理人弁護士 乙 山 二 郎 ㊞

本 籍 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番地
 住 所 〒000-0000 電話 000-000-0000
 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号
 申立人 甲 野 太 郎
 昭和〇年〇月〇日生 職 業 会社員

〒000-0000 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号
 (送達場所) 乙山法律事務所
 電話 000-000-0000 F A X 000-000-0000
 申立人手続代理人弁護士 乙 山 二 郎

本 籍 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番地
 最後の住所 申立人に同じ
 被相続人 甲 野 花 子
 大正〇年〇月〇日生 死亡時の職業 無職

申立ての趣旨

被相続人の相続財産の管理人を選任する審判を求める。

申立ての理由

- 1 被相続人は、令和〇年〇月〇日死亡したが、相続人のあることが明らか

ではない。

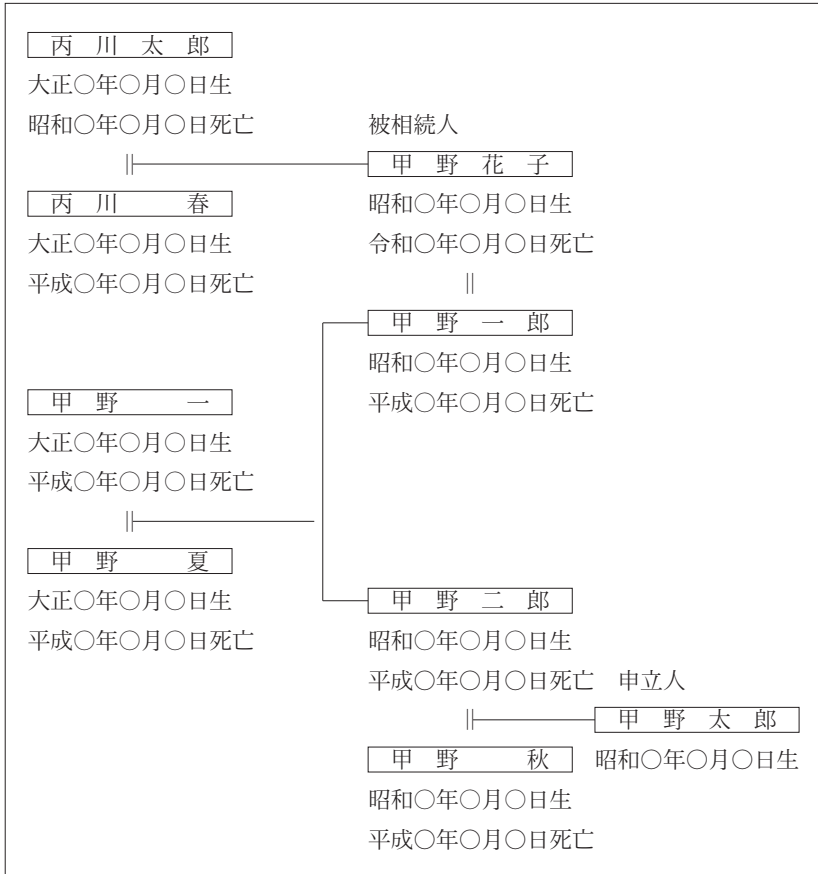
- 2 被相続人の夫であった亡甲野一郎は、申立人の父亡甲野二郎の兄であった。このため、申立人は、平成〇年〇月〇日から被相続人と同居して、その生活の面倒をみてきた。
- 3 被相続人には、別紙財産目録記載のと通りの財産があるが、いずれも申立人において事実上管理をしている。なお、被相続人に遺言はない。
- 4 以上のことから、家庭裁判所において適任者を選任されるよう、申立ての趣旨のとおり審判を求める。

以上

添付書類

- | | |
|-------------------------|----|
| 1 被相続人（父母を含む）の戸籍・除籍謄本 | 〇通 |
| 2 申立人の戸籍謄本 | 1通 |
| 3 被相続人の消除された住民票（申立人住民票） | 1通 |
| 4 相続人身分関係図 | 1通 |
| 5 財産目録 | 1通 |
| 6 不動産登記事項証明書 | 2通 |
| 7 土地賃貸借契約書写し | 1通 |
| 8 預金通帳，定期預金証書写し | 5通 |
| 9 手続代理委任状 | 1通 |

【書式10】 相続人身分関係図



【書式11】 財産目録

1 不動産

(1) 土地

所 在 ○○市○○町○丁目
地 番 ○番
地 目 宅地
地 積 ○○○.○○㎡ の借地権

(2) 建物

所 在 ○○市○○町○丁目○番
家屋番号 ○番○
種 類 居宅
構 造 木造スレート葺2階建
床面積 1階 ○○.○○㎡
2階 ○○.○○㎡

2 預貯金

(1) ○○銀行 ○○支店 口座番号○○○○○○○
(金○,○○○,○○○)

(2) ○○信託銀行 ○○支店 口座番号○○○○○○○
(金○,○○○,○○○)

(3) ○○信用組合 ○○支店 口座番号○○○○○○○
(金○,○○○,○○○)

(4) ゆうちょ銀行

① 記号 ○○○○○ 番号 ○○○○○ (金○,○○○,○○○)

② 記号 ○○○○○ 番号 ○○○○○ (金○,○○○,○○○)

3 現金 (金○○万○○○○円・申立人保管)

【書式12】 相続財産管理人選任審判申立書（裁判所備付用紙・手続代理人申立て）

受付印 <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:30%;">収入印紙</td> <td style="width:10%;">円</td> <td style="width:60%;"></td> </tr> <tr> <td>予納郵便切手</td> <td>円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>予納収入印紙</td> <td>円</td> <td></td> </tr> </table>	収入印紙	円		予納郵便切手	円		予納収入印紙	円		<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center; padding: 5px;"> 家事審判申立書 事件名(相続財産管理人選任) </td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;"> (この欄に申立手数料として1件について800円分の収入印紙を貼ってください。) </td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;"> (貼った印紙に押印しないでください。) </td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;"> (注意) 登記手数料としての収入印紙を納付する場合は、登記手数料としての収入印紙は貼らずにそのまま提出してください。 </td> </tr> </table>	家事審判申立書 事件名(相続財産管理人選任)	(この欄に申立手数料として1件について800円分の収入印紙を貼ってください。)	(貼った印紙に押印しないでください。)	(注意) 登記手数料としての収入印紙を納付する場合は、登記手数料としての収入印紙は貼らずにそのまま提出してください。
収入印紙	円													
予納郵便切手	円													
予納収入印紙	円													
家事審判申立書 事件名(相続財産管理人選任)														
(この欄に申立手数料として1件について800円分の収入印紙を貼ってください。)														
(貼った印紙に押印しないでください。)														
(注意) 登記手数料としての収入印紙を納付する場合は、登記手数料としての収入印紙は貼らずにそのまま提出してください。														
準口頭	関連事件番号	令和 年(家)第 号												
○○ 家庭裁判所 御 中 令和 ○年 ○月 ○日	申 立 人 (又は法定代理人など) の 記 名 押 印	申立人手続代理人 乙 山 二 郎 印 住所等は別紙申立人手続代理人等目録のとおり												
添付書類	(審理のために必要な場合は、追加書類の提出をお願いすることがあります。) 申立人の戸籍謄本 1通 被相続人の戸籍謄本等 ○通 被相続人・申立人の住民票 1通 相続人間関係図 1通 財産目録 3通 不動産登記等謄本 2通 契約書 1通 通帳等写し 5通													
申立人	本籍(国籍)	(戸籍の添付が必要とされていない申立での場合は、記入する必要はありません。) ○○ 都 道 府 県 ○○市○○町○丁目○番地												
	住所	〒 000-0000	電話 000 (000) 0000											
	連絡先	〒 -	電話 () () 方											
	フリガナ氏名	コウノ タロウ 甲 野 太 郎												
	職業	会社員												
※ 被相続人	本籍(国籍)	(戸籍の添付が必要とされていない申立での場合は、記入する必要はありません。) ○○ 都 道 府 県 ○○市○○町○丁目○番地												
	最後の住所	〒 - 申立人と同じ	電話 () () 方											
	連絡先	〒 -	電話 () () 方											
	フリガナ氏名	コウノ ハナ コ 甲 野 花 子												
	職業	無職												

(注) 太わくの中だけ記入してください。

※の部分は、申立人、法定代理人、成年被後見人となるべき者、不在者、共同相続人、被相続人等の区別を記入してください。

申 立 て の 趣 旨
被相続人の相続財産の管理人を選任する審判を求める。
.....
.....
.....

申 立 て の 理 由
1. 被相続人は、令和〇年〇月〇日死亡したが、相続人のあることが明らかではない。
2. 被相続人の夫であった亡甲野一郎は、申立人の父亡甲野二郎の兄であった。このため、申立人は、平成〇年〇月〇日から被相続人と同居して、その生活の面倒をみてきた。
3. 被相続人には、別紙財産目録記載のとおり財産があるが、いずれも申立人において事実上管理している。なお、被相続人に遺言はない。
4. 以上のことから、家庭裁判所において適任者を選任されるよう、申立ての趣旨のとおり審判を求める。
.....
.....
.....
.....
.....
.....

別表第一（ / ）

申立人手続代理人等目録

住 所

〒000-0000 ○○県○○市○○町○丁目○番○号

乙山法律事務所

電話 000-000-0000

F A X 000-000-0000

申立人甲野太郎

手続代理人弁護士 乙 山 二 郎

遺 産 目 録 (□特別受益目録)

【土 地】

番号	所 在	地番	地目	面積	備考
1	〇〇市〇〇町〇丁目	〇 番	宅地	平方メートル 〇〇〇 〇〇	借地

(注) この目録を特別受益目録として使用する場合には、(□特別受益目録)の□の部分にチェックしてください。また、備考欄には、被相続人から生前に贈与を受けた相続人の氏名を記載してください。

遺産 (/)

遺産目録 (□特別受益目録)

【建物】

番号	所在	家屋 番号	種類	構造	床面積	備考
1	〇〇市〇〇町 〇丁目〇番	〇番〇	居宅	木造ス レート葺 2階建	平方メートル 1階〇〇〇〇 2階〇〇〇〇	

(注) この目録を特別受益目録として使用する場合には、(□特別受益目録)の□の部分にチェックしてください。また、備考欄には、被相続人から生前に贈与を受けた相続人の氏名を記載してください。

遺産 (/)

遺 産 目 録 (□特別受益目録)

【現金, 預・貯金, 株式等】

番号	品 目	単位	数 量 (金 額)	備考
1	〇〇銀行〇〇支店 口座番号〇〇〇〇〇〇〇〇		〇,〇〇〇,〇〇〇円	
2	〇〇信託銀行〇〇支店 口座番号〇〇〇〇〇〇〇〇		〇,〇〇〇,〇〇〇円	
3	〇〇信用金庫〇〇支店 口座番号〇〇〇〇〇〇〇〇		〇,〇〇〇,〇〇〇円	
4	ゆうちょ銀行 記号〇〇〇〇 番号〇〇〇〇〇		〇,〇〇〇,〇〇〇円	
5	ゆうちょ銀行 記号〇〇〇〇 番号〇〇〇〇〇		〇,〇〇〇,〇〇〇円	
6	現金		〇〇〇,〇〇〇円	申立人保管

(注) この目録を特別受益目録として使用する場合には、(□特別受益目録)の□の部分にチェックしてください。また、備考欄には、被相続人から生前に贈与を受けた相続人の氏名を記載してください。

遺産 (/)

〔著者紹介〕

水野 賢一（みずのけんいち）

立教大学卒業。昭和61年弁護士登録(東京弁護士会)。平成5～9年度・東京弁護士会、法律研究部、相続・遺言部事務局長。平成8～10年度・日弁連法律相談センター事務局長。平成18年度～東京家庭裁判所家事調停委員。平成26年度～平成28年度・東京弁護士会、裁判官の職務情報提供推進委員会委員長。平成26年度～立教大学法学部兼任講師。平成30年度～東京簡易裁判所司法委員。

【事務所】 赤坂見附総合法律会計事務所
東京都港区赤坂3-1-16 BIビル9階

相続人不存在の実務と書式〔第3版〕

令和2年1月29日 第1刷発行

定価 本体 3,300円+税

著者 水野賢一

発行 株式会社 民事法研究会

印刷 株式会社 太平印刷社

発行所 株式会社 民事法研究会

〒150-0013 東京都渋谷区恵比寿3-7-16

〔営業〕 ☎03-5798-7257 FAX03-5798-7258

〔編集〕 ☎03-5798-7277 FAX03-5798-7278

<http://www.minjiho.com/> info@minjiho.com

ISBN978-4-86556-339-9 C2032 ¥3300E

組版・デザイン／民事法研究会（Windows10 Pro+EdicolorVer10+MotoyaFont etc.）

落丁・乱丁はおとりかえます。